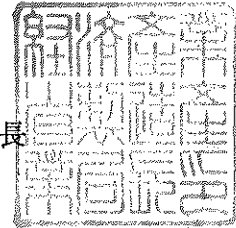




平成 23・06・23 製局第 5 号
国総建整第 88 号
国都下企第 29 号
国住生第 253 号
平成 23 年 6 月 24 日

(社) 全国建設業協会会長 殿

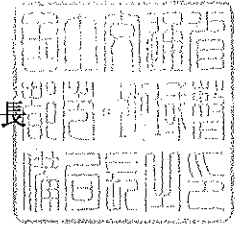
経済産業省 製造産業局長



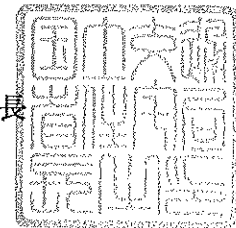
国土交通省 建設流通政策審議官



都市・地域整備局長



住宅局長



放射性物質が検出された上下水処理等副次産物
の当面の取扱いに関する考え方について

先般、6月16日付けで内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部において、

脱水汚泥等の再利用に関する下記の事項等が盛り込まれた「放射性物質が検出された上
下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」（別紙1）がとりまとめられ、通
知されました。また、これまでも、環境負荷の低減を目指す循環型社会の形成の観点か
ら、セメントの原材料への利用等、脱水汚泥等の再利用に努めてきたところです。

つきましては、貴団体におかれては、貴団体会員企業各位への周知についてお願い申
し上げます。

なお、別紙2のとおり下水道管理者あてにも通知しております。

記

1. 脱水汚泥等（下水処理等の過程で発生する水分を絞り取った汚泥やその焼却灰等）
を再利用して生産する物については、受け入れる脱水汚泥等の放射能濃度を一定の濃
度以下にすることや、他の原材料と混合・希釈すること等を考慮し、事業者等により
市場に流通する前にクリアランスレベル（いわゆる原子炉等規制法の体系では、コン
クリート等についてはセシウム 134 とセシウム 137 の和で 100Bq/kg）以下になるこ
とが合理的に確保される物は、利用して差し支えないこと。
2. 例えば、セメントを生コンクリートや地盤改良材として利用する場合には、生コン
クリートや土壌と混練する段階まで管理されていることから、少なくともセメントが
2倍以上に希釈されることを考慮し、セメントの段階ではクリアランスレベルの2倍
の濃度（セシウム 134 とセシウム 137 の和で 200Bq/kg）まで許容されることとなる
こと。